

盛岡・八幡平広域観光PR動画制作業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 業務名 | 盛岡・八幡平広域観光PR動画制作業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 履行期限 | 令和7年3月31日 |
| (4) 提案上限額 | 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

2 応募資格

当プロポーザルに参加できる者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあっては、それぞれの者）（以下「参加者」という。）は、次に掲げる資格要件（以下「資格要件」という。）のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 提出期限の日までに、盛岡・八幡平広域市町（※）からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けている者でないこと。
※盛岡市、八幡平市、宮古市、滝沢市、鹿角市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、岩泉町及び小坂町の12市町
- (4) 役員や理事又は営業所等の代表が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税等の滞納がない者であること。

3 提出書類

- (1) 委託提案申込書（様式第1号） 1部
- (2) 応募資格を有していることを証明する書類 1部（原本又は写し）
 - ア 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）
 - イ 定款又は寄附行為等
- (3) 申請する団体の役員等名簿（様式第2号） 原本1部 副本12部
- (4) 企画提案書（任意様式） 原本1部 副本12部
別紙「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次のアからウまでに掲げる事項を記載したものとする。
 - ア 具体的な実施内容及び実施方法（「委託仕様書」に掲げる業務内容ごとに整理して作成）
 - イ 作業及び事業実施スケジュール
 - ウ 業務実施体制
- (5) 経費見積書（任意様式） 原本1部 副本12部
- (6) 組織等に関する調書（様式第3号） 原本1部 副本12部
- (7) 事業実績（様式第4号） 原本1部 副本12部

※官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載してください。

- (8) グループの代表者、代表権限、意思決定の手続き等グループの組織に関する取決めを記載した書類（グループでの申請の場合のみ。任意様式。） 原本1部 副本12部

※グループで申請する場合、(2)、(3)、(6)及び(7)について、グループを構成するすべての法人及びその他の団体について提出すること。

4 企画提案書等の作成

様式は任意とするが、参加者は、「委託仕様書」に掲げる業務内容に関して、企画提案書等を作成すること。

5 経費の見積もり

本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額及び税額等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

6 提案書類の受付

- (1) 受付期間

令和6年9月6日（金）から9月27日（金）正午まで【必着】

（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、最終日となる9月27日は正午までとする。また、受付期間であっても土曜日、日曜日、祝祭日を除くものとする。）

- (2) 提出先

盛岡市役所本庁舎別館7階（〒020-8530 盛岡市内丸12番2号）

盛岡・八幡平広域観光推進協議会事務局（盛岡市観光課内）

- (3) 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

ア 持参

イ 郵送：簡易書留、レターパック又はゆうパックでの郵送により期限までに必着のこと。

7 質問の受付

公募に関する質問がある場合は、質問票（様式A）により提出すること。

なお、口頭及び質問用紙によらない質問は受け付けない。

- (1) 受付期間

令和6年9月6日（金）から9月17日（火）正午まで

- (2) 質問方法

ア 電子メールによる。（送付先：kankou@city.morioka.iwate.jp）

イ 電子メールの件名は、「公募型プロポーザルの質問」等、内容が分かるようにすること。

- (3) 質問への回答

質問の回答は令和6年9月19日（木）までに盛岡・八幡平広域推進協議会ホームページに掲載する。

8 審査方法

- (1) 一次審査 書類審査

資格要件の審査のみ実施する。

- (2) 二次審査 書類審査

ア 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。

イ 審査委員から企画提案内容について質問があった場合には、令和6年10月11日（金）までに参加者に連絡するものとし、令和6年10月16日（水）までに回答を求めるものと

する。

9 審査基準

配点は100点満点とし、審査項目及び項目別の配点は次表のとおりとする。

審査		配点
項目	内容	
事業目的	事業目的を理解し適格な提案となっているか	10
計画性	事業のスケジュールは妥当であるか	10
事業成果	十分な成果が期待できるか	10
事業内容	事業の企画に係るコンセプトが明確で、工夫されたものになっているか	10
基本仕様	・動画の制作の仕様要件を充たしているか ・実現可能性が高く、具体的な方法・内容となっているか	25
独自の提案・工夫	・仕様書に具体的記載のない事項で、事業効果をさらに高めるための独自の提案・工夫があり、その内容が優れたものとなっているか ・実現可能性が高く、具体的な方法・内容となっているか	15
業務遂行能力	組織体制、業務実績等から判断して、十分な業務遂行能力があると認められるか	10
積算内訳	見積書の積算単価、数量が妥当であり、企画提案内容との整合性が取れているか	10
計		100

10 選定日程

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 公募の周知 | 令和6年9月6日(金) |
| (2) 応募申込書等の提出期限 | 令和6年9月27日(金) 正午 |
| (3) 一次審査の実施 | 令和6年10月1日(火) |
| (4) 二次審査の実施 | 令和6年10月4日(金)～18日(金) 予定 |
| (5) 審査結果通知 | 令和6年10月22日(火) 予定 |
| (6) 業務委託契約締結 | 令和6年10月末まで 予定 |

11 選定等

- 9 審査基準による最高順位となった者を選定し、当該選定業者と契約交渉を行う。ただし、契約交渉が不調の場合は、次順位の者と契約交渉を行う。
- 契約の際は、選定業者との協議を行い、契約内容及び契約価格を決定し、契約を締結する。

12 契約

(1) 契約締結の手続

ア 契約は、随意契約とし、最高順位者(複数の者が共同で提案した場合にあっては、その代表者)から見積書を徴取して契約書を作成する。

イ 契約の内容となる仕様書は、最高順位者が提出した企画提案書等を基に作成するが、この業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、協議会と最高順位者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがある。この場合において、最高順位者との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行う

ものとする。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案書は、1社につき1提案とする。
- (2) 提出期限までに企画提案書に係る必要書類が到達しなかった場合には、応募申込みは無効とする。
- (3) 応募申込書及び企画提案書の作成並びに提出、ヒアリングに要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出されたものは返却しない。
- (5) 参加申込書及び企画提案書（各添付書類を含む）に虚偽の記載をした場合には、応募申込みは無効とする。

14 問い合わせ先（提出先）

盛岡・八幡平広域観光推進協議会事務局

所在地：〒020-8530 盛岡市内丸12-2 盛岡市観光課内

電話：019-626-7539

E-MAIL：kankou@city.morioka.iwate.jp